

当座勘定規定

1. (当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

3. (本人振込み)

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (第三者振込み)

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、前条と同様に取扱います。

5. (受入証券類の不渡り)

- (1) 第3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、前条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6. (手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

7. (手形、小切手等の支払い)

- (1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書（以下、払戻請求書）を使用してください。
- (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金帳とともに、口座開設店に提出してください。また、払戻しに際して払戻請求書による払戻しの事実

の有無等の確認や当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。

8. (手形、小切手用紙)

- (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払いをしません。
- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

9. (支払いの範囲)

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込された資金より支払います。なお、万一、15時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても当行は責任を負わないものとします。
- (3) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。

10. (支払いの選択)

同日に数通の手形、小切手等の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

11. (過振り)

- (1) 第9条第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払いをした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年14% (年365日の日割計算) とし、当行所定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当行が支払いをした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払いがない場合には、当行は諸預り金その他債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

12. (手数料等の引落とし)

- (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。

13. (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

14. (印鑑等の届出)

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。

(2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届出てください。

15. (届出事項の変更)

- (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によってお届けください。預金者の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

17. (印鑑照合等)

- (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

- (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で、振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

19. (線引小切手の取扱い)

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

20. (自己取引手形等の取扱い)

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、当行は、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払いをすることができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

21. (利息)

当座預金には利息をつけません。

22. (残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

23. (譲渡、質入の制限)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

24. (反社会的勢力との取引拒絶)

この当座勘定は、第 26 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 26 条第 2 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

25. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1 年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 全 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前項にもとづく取引等の制限を解除します。

26. (解約)

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - (ア) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (エ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (オ) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

(オ) その他前記(ア)～(エ)に準ずる行為

- (3) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着し、または到着しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信したときに解約されたものとします。
- (5) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第 23 条に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはおそれがあると認められる場合
 - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたっては預金者について確認した事項または第 25 条第 1 項もしくは第 3 項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 第 25 条第 1 項から第 4 項までに定める取引等の制限が 1 年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

27. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、小切手、または払戻請求書を直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務、または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務からそれぞれ相殺されるものとします。
 - ② 前号による充当の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第 1 項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

28. (取引終了後の処理)

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

29. (手形交換所規則による取扱い)

- (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

30. (休眠預金等活用法)

当行は、休眠預金等活用法に係る追加規定の対象となる預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りです。）
 - (ア) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (イ) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出による入金専用通帳の発行があったこと。
- (5) 預金者等からの申し出による移管があったこと。
- (6) 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと（当行が把握できる方法に限りです。）
 - (ア) 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称
 - (イ) この預金の種別
 - (ウ) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 - (エ) この預金の名義人の氏名または名称
 - (オ) この預金の元本の額

31. (規定の変更)

- (1) 本規定は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

本規定および特約規定の各項に定める当行所定の手数料につきましては、下記ホームページにてご確認ください。

<https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/other/tesuryou.html>

小切手用法

1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも、呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。
3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
4. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。
 (2)金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 (3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
 (4)金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重ならないようにしてください。
6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。
7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。
8. 小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。
9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧（新設）

算用数字	1		2		3	4		5	6	7		8	9	10	100		1,000		10,000													
漢数字	壹	壹	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

約束手形用法

1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
4. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。
(2)金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェクライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
(4)金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図網掛部分）は使用しないでください。
7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。
8. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。
9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧（新設）

算用数字	1		2		3	4		5	6	7		8	9	10	100		1,000		10,000													
漢数字	壹	壹	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉圓(円の具体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の具体字、崩し字のご使用はお控えください。

The diagram illustrates the layout of a promissory note form. At the top, there is a header section with the title '約束手形' (Promissory Note) and a logo. Below this, the form is divided into several sections. On the left, there is a box for the '収入印' (Receiver's Seal). The main body of the form contains fields for '金額' (Amount), '支払期日' (Payment Date), '支払地' (Payment Place), and '支払場所' (Payment Location). There is also a section for '住所' (Address) and '振出人' (Drawer). A large, shaded area at the bottom right is designated for the signature and seal, with a note indicating that this area should not be used for other purposes.

為替手形用法

1. この手形用紙を用紙のまま他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。
3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
5. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。
(2)金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
(4)金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。
7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。
8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図網掛部分）は使用しないでください。
9. 手形用紙は大切に保管してください。当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。
10. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。
11. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧（新設）

算用数字	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000
漢数字	壹	弍	弍	参	四	五	六	七	八	九	拾	百	千

（その他）圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

		為替手形		支払人（引受人）		支払期日 令和 年 月 日	
						支払地	
収入 印紙	金額	股	支払場所		受取人 令和 年 月 日		引受 令和 年 月 日
振出地 住所 振出人		拒絶証書不要		振出日		振出金額	